

# お知らせボックス

## たなべ未来創造塾 塾生募集

地域課題の解決や地域資源の活用に向けたビジネスモデルの創出、ビジネスリーダーの育成を目指した「たなべ未来創造塾」を創設し、塾生を募集します。

回 7月～平成29年2月のおおむね隔週④

（全15回程度を予定）

回 14時～17時

場 本庁舎「会議室」ほか

市内に在住し、新たなビジネスを創出する意欲のある方 10名程度（応募多数の場合は、面接による選考あり。）

## 食生活改善推進員養成講座参加者募集

回 ①7月20日②、③8月5日④、③8月31日④、④9月16日④、⑤10月4日④

回 10時～15時

開講式、食品衛生と食品環境保全、身体活動・運動について

②③調理実習、栄養の基礎知識

④調理実習、健康日本21

⑤国民の健康状況と生活習慣予防、地区組織について、修了証書授与

場 ①⑤中辺路行政局

②③④大塔健康プラザ

市内に在住の方で、おおむね75才以下で、講座修了後、

## 市営住宅入居者募集

募集住宅

◇本庁管内（各1戸）

《新万》新万4「単・可」

《中芳養》中芳養4

◇中辺路行政局管内（各1戸）

《石船》石船

《小皆》小皆「高」・「単・可」

《近露》近露「定」

《野中》野中

間取りは2DK、3DK等タイプが異なります。家賃は、8500円～4万7600円

で、住宅や所得により異なります。

回 7月1日④～22日④に下記へ郵送でお申し込みください。申込用紙は、下記又は各行政局産業建設課（2ページ参照）で配布しています。

※応募者多数の場合は抽選となり、8月5日④10時から、本庁舎3階「第1会議室」で行います。なお、募集団地等を変更する場合があります。

■随時募集住宅

既に入居者が決定している場合等があります。

◇龍神行政局管内（各1戸）

《甲斐ノ川》甲斐ノ川

《小家》小家

◇中辺路行政局管内（各1戸）

《栗栖川》栗栖川鍵

《大川》大川下

◇大塔行政局管内

《鮎川》鮎川向越：1戸

《合川》合川庵谷「定」：2戸

《向山》向山「定」：4戸

《竹ノ又》竹ノ又「定」：2戸

◇本宮行政局管内

《下湯川》下湯川：1戸

◇「単・可」単身者及び世帯でのお申し込みができます。

◇「定」市外からの移住者を対象に募集する住宅ですが、市内に住民票がある方も申込みできます。ただし、市外からのお申込みを優先します。

団建築課市営住宅係

〒646-8545

新屋敷町1

社会福祉センター1階

0739（26）9936

## 設置していますか？

### 住宅用火災警報器

住宅火災から命を守るためには、早期に見つけて消火又は避難することが大切です。

既に住宅には、住宅用火災警報器の設置が義務化されています。

あなたの命を守る住宅用火災警報器の早期設置をお願いします。

回 一戸建て、店舗併用住宅、共同住宅等の全ての住宅

■設置箇所

寝室として使用している全ての部屋、階段の踊り場（寝室が2階以上にある場合）

回 消防本部

予防課予防係

0739（26）9954



## 自衛官候補生募集

自衛官候補生とは、任期制の自衛官として任官する前に、自衛官として必要な基礎的教育訓練に専念するための採用制度です。

採用されると陸上・海上・航空「自衛官候補生」（特別職国家公務員）に任命され、自衛官としての必要な基礎的教育訓練を約3か月受けた後、2等陸・海・空士に任用されます。その後、陸上自衛隊は1年9か月、海上・航空自衛隊は2年9か月の任期制コースになります。

■試験日 6月24日④又は25日④のいずれか1日

場 和歌山県民文化会館

回 採用予定月の1日現在、日本国籍を有し、自衛隊法第38条第1項の規定に該当しない者で18歳以上27歳未満の男性

回 6月23日④「必着」までに左記へ電話でお申し込みください。

## 税務職員採用試験

■試験日

◇第1次試験 9月4日④

◇第2次試験 10月12日④～21日④

※第1次試験合格通知書で指定する日時

■合格者発表日

◇第1次試験 10月6日④

◇最終 11月15日④

回 ①高卒見込みの方及び高卒後3年を経過していない方（平成25年4月1日以降に卒業した方）

②人事院が①に準ずると認める方

回 別途、人事院ホームページに掲載します。また、採用予定数は変動することがありますので、最新情報をご確認ください。

回 http://www.jinji.go.jp/top.htm

※採用に関する情報は、国税庁ホームページ「採用案内」にも掲載します。

回 http://www.nta.go.jp

回 インターネット

6月20日④～29日④

※できるだけ、インターネットでお申し込みください。

・専用アドレス

回 http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

◇郵送等

6月20日④～22日④「消印」

※郵送の場合は簡易書留を利用してください。

・郵送及び持参による提出先

〒553-8513

大阪市福島区福島1-1-60

人事院近畿事務局

06（4796）2191

回 大阪国税局 人事第二課試験係

06（6941）5331

◇田辺税務署総務課

0739（22）1250

## 大塔鮎釣り大会

回 回 7月3日④ 6時～15時（河川の状態が不良の場合、1週間おきに延期の予定です）が、参議院議員選挙の都合により延期日が変則的になる場合があります。）

閉会式終了後、会場内にいる参加者のみで福引抽選会を行います。

場 富里地区日置川流域

回 とみさと木楽館

回 1人につき1500円（オトリ2匹を含む）

※入漁券費用が別途必要で

## ふるさと文化振興補助金

市民文化の普及、推進を図るため、伝統文化の継承又は文化の創造に寄与する事業に対して補助金を交付し、市民の文化活動を支援します。

市内の文化活動の振興、又は伝統文化の継承を目的として設立された団体等が行う文化の振興に寄与する事業で、審査の上、市長が認めた事業。ただし、国・地方公共団体からの公的補助、若しくは他の公益法人からの補助を受けている事業、営利を目的とする団体等、また、特定の政治活動又は宗教活動を目的とする団体等は対象になりません。

■補助金額

事業1件につき、補助対象となる事業経費の2分の1以内で、10万円を限度とします。

回 事前にお問合せの上、6月1日④～7月29日④に、所定の申請書・事業計画書等の必要書類に申請する団体等の規約等を添えて、左記へ直接お持ちください。

回 文化振興課文化振興係（市民総合センター3階）

0739（26）9943



回 鮎川2567-1

0739（48）0301

0739（49）0359

回 oto@city.tanabe.lg.jp

狩猟免許取得支援事業

凶鳥獣被害対策として、わな猟と銃猟の免許取得に係る費用の一部を補助します。

市内内に在住の方で、農業従事者又は有害鳥獣捕獲に協力していただける方等で左記の条件を満たすこと

◇**わな猟** 狩猟免許合格者で今年度狩猟者登録をされる方  
◇**銃猟** 狩猟免許合格者かつ銃所持許可証の交付を受け、狩猟者登録をされる方

■補助金額

◇講習会受講料の全額

・初心者 1万円

・経験者 5000円

◇試験の手数料の2分の1

・初心者 2600円

・経験者 1950円

◇銃猟の射撃教習費用の全額

3万7000円以内

※狩猟免許試験の日程は、県民の友6月号に掲載されます。

国試験を受けて免許を取得し、今年度の狩猟者登録をした後、左記又は各行政局産業建設課（2ページ参照）で手続してください。

固農業振興課農政係

（庁舎別館2階）

☎0739（26）9930

きれいで住みよいまちのために

◇6月は環境月間です

■ごみのポイ捨てはやめましょう！

私たちが住んでいる本市は、海や山の自然に恵まれた素晴らしいまちです。この美しい自然や景観、快適な生活環境を守っていくには、私たち一人ひとりが、絶対にごみはポイ捨てしないという心と行動が大切です。

屋外で出たごみは、必ず持ち帰ってきちんと分別をして収集日に出しましょう。

■空き地の適正管理にご協力を！

空き地に雑草等が生い茂った状態で管理が行き届いていないと、次のような問題が発生し、周辺住民の皆さんのご迷惑となるおそれがあります。◇害虫等の発生源になりやすい。

◇見通しが悪くなり交通の妨げになる。

◇ポイ捨てや不法投棄を誘発する。

◇いたずらや火の不始末で火災の火元となる。

これからの季節、空き地には雑草等が生育しやすくなります。

田辺観光ボランティアガイドの会 会員募集

田辺観光ボランティアガイドの会では、一緒に活動していただける仲間を募集しています。

「田辺」の自然風土、歴史文化、地場産業を学習研究し、ボランティア活動による案内や説明により、「田辺」の素晴らしさを広く紹介することを目的として活動しています。

主な活動内容は、市街地ウォークガイド、田辺市観光センター内での案内業務、自主企画のウォーク等です。

会員の募集は随時行っていますが、9月から研修を始めるので、是非、8月31日※までにご応募ください。

田辺観光ボランティアガイドの会

☎0739（25）4919

児童手当（特例給付）  
現況届の提出について

児童手当（特例給付）を引き続き受給するためには、毎年6月に現況届を提出していただく必要があります。受給者には6月支払通知と併せて案内を送付しますので、同封の現況届に記載の上、必要書

類を添えて、6月30日※までに下記又は各行政局住民福祉課（2ページ参照）へお持ちください。

未提出の場合は、6月分以降の児童手当（特例給付）を受給することができなくなりますので、ご注意ください。

■提出書類

◇現況届

◇受給者及び配偶者の健康保険被保険者証の写し（田辺市国保の場合は必要ありません。）

◇平成28年1月2日以降に転入された方は、転入前の市区町村長の発行する平成28年度所得証明書等（平成27年中の所得で、扶養親族数等の記載のあるもの。）

◇その他、別居監護申立書等、必要に応じて提出していただく書類があります。

■支給額（1人につき月額）

◇3歳未満 1万5000円

◇3歳以上小学6年生までの第一子及び第二子 1万円

◇3歳以上小学6年生までの第三子以降 1万5000円

◇中学生 1万円

◇特例給付 右記の額にかかわらず5000円

■支払日

◇6月10日金 2月～5月分

◇10月7日金 6月～9月分

められているものもあります。

しかし、そうした例外の場合でも、むやみに焼却してよいというわけではなく、煙や臭い等が周辺住民等の迷惑にならないよう配慮が必要です。

田辺環境課環境対策係

☎0739（26）9927

6月1日現在で、経済センサス活動調査を実施します

全ての事業所・企業を対象とした経済センサス活動調査は、統計法に基づいた回答義務のある基幹統計調査です。

事務所や工場、店舗だけでなく、自宅で電話やインターネットによる通信販売を行っている場合も調査対象となります。

また、アパート、駐車場等の場合は、「アパート業」、「駐車場業」等として事業を行っているれば調査対象となります。

茶道、書道等の個人教授所、学習塾等は、生徒数や日数にかかわらず、事業として継続的に行っている場合は調査対象となります。

なお、調査の概要などは無料のコールセンター（☎0120-143-150）でもご案内しています。万が一、調査票が届いていない場合は

◇平成29年2月10日金 10月～1月分

※出生や転出等により受給できず期間や支払月が相違しますので、支払通知をご確認ください。

田辺市民課庶務年金係

（本庁舎2階）

☎0739（26）9925

震災に便乗した悪質商法や、義援金詐欺等の犯罪等にご注意ください

過去において大規模な災害の後では、その不安感に便乗する悪質商法や、善意の義援金を装う振り込め詐欺が発生しています。今回の熊本地震でも、全国で寄附金や義援金に絡めた不審な電話や訪問に関する相談が寄せられています。十分注意してください。

■悪質商法

その場ですぐに契約せず、家族等周りの人に相談しましょう。

■義援金詐欺（振り込め詐欺）

公的機関が、各家庭に電話等で義援金を求めることはありません。公的機関から電話等があった場合は、まず当該機関に確認しましょう。また、義援金は確かな団体を通して送るようにし、振り込みの場

左記へご連絡ください。

※ご回答いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料等）には絶対に使用しません。※「経済センサス活動調査」を装った不審な訪問者や不審な電話・電子メールなどにご注意ください。

詳しくは、キャンペーンサイトをご覧ください。

■広報5月号裏表紙記事の訂正について

広報5月号に掲載しました裏表紙記事に誤りがありましたので、おわびして訂正します。

■訂正前

全国の全ての事業者・企業が対象です。

■訂正後

全国の全ての事業所・企業が対象です。

田辺企画広報課企画調整係

☎0739（26）9963

http://www.e-census2016.stat.go.jp/



合は、その団体の正規の口座かどうか確認しましょう。

おかしいなと思ったら、左記へご相談ください。

田辺自治振興課市民生活係

☎0739（26）9911

◇和歌山県消費生活センター

☎073（433）1551

◇和歌山県消費生活センター紀南支所

☎0739（24）0999

田辺警察署

☎0739（23）0110

広報田辺点字版及び声の広報のご案内

広報田辺には、3か月分の内容を抜粋した「広報田辺点字版」と、毎月の内容をCDとカセットテープに録音した「声の広報」があります。目の不自由な方、活字が読みづらい方でご希望の方は、企画広報課広報係までご連絡ください。

☎0739（26）9963



自衛官募集相談員のご紹介

「自衛官募集相談員」とは、自衛官志願者に関する情報の提供及び自衛隊地方協力本部が行う募集広報に対する援助を行っている方々です。自衛隊田辺地域事務所の広報官とともに、地域に密接した相談員が、志願者やその家族の方々への説明、入隊後の支援等の活動を行います。今年度の相談員は、次のとおりです。

| 担当地区 | 氏名     |
|------|--------|
| 中屋敷町 | 寺前 守男  |
| 三栖   | 大野 晋   |
| 中芳養  | 原 勇    |
| 明洋   | 橋本 理   |
| 上芳養  | 中道 昭人  |
| 湊    | 佐井川 義晃 |
| 龍神村  | 安達 克典  |
| 稲成町  | 中本 多賀志 |
| 上秋津  | 泉 孝志   |
| 目良   | 前田 崇之  |
| 明洋   | 田原 節男  |
| 本宮   | 植野 茂樹  |

※相談員がいない地区については、当該事務所の広報官が同様の活動を行います。

田辺自衛隊田辺地域事務所

☎0739（24）6219



鉄道・バスを利用しましょう

自家用車の普及に伴い、公共交通機関である鉄道や路線バスの利用者数は年々減少傾向にあります。

市では、住民バスを運行する他、生活交通路線維持確保対策事業として路線バス事業者に補助金を交付し、赤字路線の運行維持を図っています。また、紀勢本線活性化促進協議会の会員としても鉄道の利用促進に取り組んでいます。

鉄道やバス等の公共交通機関の利用者の減少は、路線の維持にとって深刻な問題であり、生活基盤の確保、地域振興や産業振興にとって欠かさない交通機関を地域で支えることが必要です。

自家用車の使用を控え、公共交通機関を利用することは、ガソリン等の燃料の消費を抑え、地球環境の保全にもつながります。

鉄道や路線バスの維持確保と環境保全の取組の一環として、市民の皆さんの積極的な公共交通機関のご利用をお願いします。

企画画広報課企画調整係  
☎0739（26）9963

男女共同参画週間  
一人ひとりが幸せな社会のために

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である6月23日から29日は「男女共同参画週間」です。この法律について理解を深めるために全国的に様々な啓発活動を行っています。

男性も女性もお互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」は、女性にとっても男性にとっても暮らしやすい社会です。

男女共同参画社会の実現には皆さん一人ひとりの理解と協力が必要です。この機会に、男女共同参画について考えてみませんか。

■「男女共同参画」って何？

男性も女性も様々な活動に共に「参画」することです。「参画」とは、単なる参加ではなく、社会のルールや計画などをつくっていく場合に最初の段階から男性も女性も加わって、一緒に考えていきましようというものです。

■「男女共同参画社会基本法」の5つの柱

新宮川水系各ダム情報等について

新宮川水系の各ダム（池原・七色・小森・風屋・二津野）放流状況及び小森発電所・十津川第二発電所の運転予定を、24時間フリーダイヤル（無料）でお知らせしていますので、ご利用ください。

■新宮川水系各ダム情報

☎0120（30）2425

■小森発電所・十津川第二発電所運転予定

☎0120（20）1914

※携帯電話、自動車電話からも通話できます。

☎0735（47）2019

第44回月例展 熊楠とゆかりの人びと第27回「大英博物館ゆかりの人びとチャールズ・リード」

☎6月4日①～7月3日②  
③10時～16時30分（最終入館）

☎南方熊楠顕彰館

☎南方熊楠とつながりのあった人物を取り上げて、その人物の生涯や業績、熊楠との関係などを紹介するシリーズ。今回は、熊楠がロンドン滞在中に通っていた大英博物館の

職員であり、美術、人類学、民族誌の研究者として知られたチャールズ・リードを取り上げます。また、熊楠と同時期に大英博物館閲覧室を利用して研究していた人たちを紹介いたします。

■説明会

☎6月4日① 14時～

■講師 志村 真幸さん

（京都外国語大学非常勤講師）

☎南方熊楠顕彰館

☎0739（26）9909



▲チャールズ・リード

もりいこいの広場プールの開場期間について

■期間

◇7月1日①～19日②

③④⑤のみ開場

◇7月20日⑥～8月31日⑥

毎日開場

※荒天等の日を除く。

☎10時～16時45分

ために、国際社会とともに歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組んでいきましょう。

■私たちにできること

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの取組が重要です。「難しそう」とか「自分には関係ない」と思わず、それぞれの家庭・職場・地域・学校等日常生活の中で、男女が助け合い、一人だけに負担が偏らないように責任を担う等、互いに協力し合いましよう。また、自分を大切にするとともに、相手のことも認め、思いやる気持ちを大切にしましょう。

■女性電話相談

女性が抱えるいろいろな悩みに女性相談員が電話で相談に応じます。詳しくは27ページをご参照ください。

【貸出しDVDの紹介】

◇『わかったつもりでいませんか？セクハラ対策の新常識』  
①セクハラになる時、ならないう時（24分）

②あなたならどうする？（25分）

身近な職場の人権問題、セクシャルハラスメント。事業主の措置義務違反とならないためにも、しっかり対応したセクハラ対策を構築するため

☎◇一般 210円  
◇小学生～高校生 100円  
◇1歳～小学生未満 50円  
☎固スポーツ振興課 市民スポーツ係  
☎0739（25）2531

通知カード・マイナンバーカードに関する休日窓口のお知らせ

通知カード及びマイナンバーカードの申請受付と交付のため、休日窓口を開設します。※住民異動や戸籍に関する届出、各種証明書の発行等通常の業務は行いません。

☎6月12日①、26日②

☎9時～16時

☎陽市民課カード受付窓口（本庁舎2階）

①通知カード及びマイナンバーカードの受取がまだの方で、市民課で保管している方（6月上旬にお知らせします。）

②通知カードの再交付申請・マイナンバーカードの申請・再交付申請をされたい方

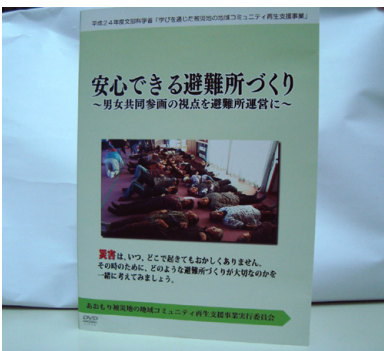
ご本人がお越しください。15歳未満の方は保護者の方と一緒にお願いします。

※代理の方がお越しになる場合は、いろいろな条件がありますので、下記へお問い合わせください。

の教材です。職場の研修等に使用していただけます。



◇『安心できる避難所づくり～男女共同参画の視点を避難所運営に～』（30分）  
災害発生から3～4日以降の避難所づくり・運営のポイントを男女共同参画の視点からまとめています。



☎男女共同参画推進室  
☎0739（26）4936

※龍神・中辺路・大塔・本宮地域にお住まいの方の各カードは各行政局住民福祉課（2ページ参照）でお預かりしています。平日の開庁時間でのお越しが難しい場合は、各行政局住民福祉課へご相談ください。

■必要書類

①通知カードをお受取の方  
・本人確認書類  
②マイナンバーカードをお受取の方  
・本人確認書類  
・通知カード  
・住基カード（お持ちの方のみ）  
・交付通知書（はがき）

③マイナンバーカードを申請・再交付申請される方  
・申請書  
・本人確認書類  
・写真（ご用意できない場合は、左記へご相談ください。）

④通知カードを再交付申請される方  
・本人確認書類  
※本人確認書類は、運転免許証・パスポート等です。詳しくは左記へお問い合わせください。

☎陽市民課カード受付窓口  
☎0739（34）2131

～6月の納税～

- 市県民税 普通徴収…全期前納分・第1期分、年金特別徴収…6月徴収分、給与特別徴収…5月徴収分
- 国民健康保険税 特別徴収…6月徴収分
- 介護保険料 特別徴収…6月徴収分
- 後期高齢者医療保険料 特別徴収…6月徴収分
- ※納期限を過ぎて納付されますと、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

～田辺市の人口～  
（平成28年4月末現在）

|    | 前月比           |
|----|---------------|
| 男  | 36,316人（－12）  |
| 女  | 40,658人（－26）  |
| 計  | 76,974人（－38）  |
| 世帯 | 35,600世帯（＋76） |
| 出生 | 33人（男18女15）   |